

## 愛知県開発審査会基準第8号等の適用の対象となるものに係る取扱い基準

### 【対象の処分】

この基準は、次に掲げる処分を対象とする。

- ① 開発行為の許可（都市計画法第29条第1項）
- ② 市街化調整区域内の開発許可を受けた開発区域外の土地における建築等の許可（都市計画法第43条第1項）

### 【摘要の範囲】

この基準は、次に掲げる基準の適用対象となるものに対し、適用する。

- ① 愛知県開発審査会基準第8号、第9号又は第11号
- ② 愛知県開発審査会基準第12号又は第17号(建築物の用途が工場である場合に限る)

### 【取扱基準】

該当する愛知県開発審査会基準及び運用基準のほか、次に掲げる基準に該当すること。

- ① 周辺の土地利用上支障が無く、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものについて、適合判断基準は、以下の事項による。
  - ・「周辺」とは、申請敷地から50mの範囲とする。ただし、排水や事業関係車両については、実際の経路による
  - ・申請敷地から50mの範囲（周辺）に住居系市街化区域（第一種低層住居専用地域から準住居地域）がある場合、各許可基準や運用基準と合わせ、下表の追加基準に適合すること

	追加基準																
8号（工場拡張）	—																
9号（物流施設）	<p>・緑地は出入口等を除き、敷地境界内側に幅1m以上で設け、住居系市街化区域側の敷地境界内側には、下表の幅の緑地を設けること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区域面積</th> <th style="width: 25%;">緑地幅員</th> <th style="width: 25%;">区域面積</th> <th style="width: 25%;">緑地幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.5ha未満</td> <td style="text-align: center;">4.0m以上</td> <td style="text-align: center;">15.0ha以上25.0ha未満</td> <td style="text-align: center;">15.0m以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.5ha以上5.0ha未満</td> <td style="text-align: center;">5.0m以上</td> <td style="text-align: center;">25.0ha以上</td> <td style="text-align: center;">20.0m以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.0ha以上15.0ha未満</td> <td style="text-align: center;">10.0m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・24時間営業や夜間（午後10時から翌日午前6時）での作業を行う場合、防音壁を設け、照明の光度や向きに配慮すること</p>	区域面積	緑地幅員	区域面積	緑地幅員	1.5ha未満	4.0m以上	15.0ha以上25.0ha未満	15.0m以上	1.5ha以上5.0ha未満	5.0m以上	25.0ha以上	20.0m以上	5.0ha以上15.0ha未満	10.0m以上		
区域面積	緑地幅員	区域面積	緑地幅員														
1.5ha未満	4.0m以上	15.0ha以上25.0ha未満	15.0m以上														
1.5ha以上5.0ha未満	5.0m以上	25.0ha以上	20.0m以上														
5.0ha以上15.0ha未満	10.0m以上																

11号（先端工場）	—
12号（小規模工場）	—
17号（既存宅地）	—

② 所在市町村長の支障ない旨の副申書について、適合判断基準は、関係各課で所管する以下の事項による。

- ・申請敷地から50mの範囲（周辺）に住居系市街化区域がない場合、その他許可基準や運用基準に適合していること
- ・申請敷地から50mの範囲（周辺）に住居系市街化区域がある場合、次の(1)から(3)のいずれかに該当すること

(1) 住居系市街化区域の内、敷地境界から50m以内の範囲（周辺）に該当する全ての住民及び地権者に対し同意を取得すること

(2) 住居系市街化区域の内、敷地境界から50m以内の範囲（周辺）に該当する全ての住民及び地権者に対し事業説明・意見集約反映を行い、敷地境界から50m以内の範囲が属する自治組織（町内会や自治会）と合意形成が図られること

(3) 次のア及びイを満たすこと

ア 騒音及び振動について、騒音規制法及び振動規制法並びに県民の生活環境の保全等に関する条例において定められた規制の対象となる場合は、住居系市街化区域が近接している方角の申請敷地境界線上において想定される騒音及び振動が、下表のとおり法等で規制される基準に適合するよう対策を講じ、その対策内容及び適合状況について市に示すこと

(騒音)

昼間	朝夕	夜間
午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
60デシベル	55デシベル	50デシベル

(振動)

昼間	夜間
午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで
65デシベル	60デシベル

イ 建物高さを10m以下とすること